

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループはインターネットを軸に事業を展開し、新しい産業で社会や生活者の方に大きく影響を与えられるような「21世紀を代表する会社を創る」ことをビジョンに掲げています。

ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず、企業倫理の確立とモラルの向上を目的とした「CyberAgent Mission Statement」を定め、役職員などに対し、遵守させています。

取締役会においては、独立性の高い社外監査役2名が参加し、積極的な発言をすることにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。また、当社グループは監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務遂行の適法性を監査しております。

さらに、当社グループにおける子会社及び主要な事業の統括責任者から構成される「グループ会議」を月次にて開催し、事業報告に加え、コンプライアンスの確認や共有などをグループ横断的に行うことで、グループのガバナンス強化に努めております。

株主及び投資家に対する公正でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報提供をおこなっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤田晋	162,332	25.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	49,079	7.57
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS 0M04	30,775	4.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,651	4.11
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	11,876	1.83
野村信託銀行株式会社(投信口)	8,858	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,850	1.37
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	7,511	1.16
日高裕介	6,808	1.05
CACEIS BANK DEUTSCHLAND - CUSTOMER ACCOUNT	6,759	1.04

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	サービス業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社グループは独立性の高い社外監査役2名が監査を実施しており、社外からの経営監視という点では十分に機能する体制が整っていると考えられるため、社外取締役を選任していません。
また、社外取締役に期待される機能を代替する当社独自の取組として、役員交代制度「CA8(シーエーエイト)」を導入しております。建設的な取締役会運営のため取締役の人数を原則8名と定め、2年毎に原則2名の取締役を入れ替えます。この制度は、事業戦略にあわせた役員構成とし、経営人材を多く保有することで強い会社組織体をつくり、業績拡大を目指すため、2008年より実施しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツが監査を実施し、主要な子会社についても同監査法人が会計監査を行っております。監査役と会計監査人は、監査計画から報告まで定期的に会合を設け、四半期ごとにレビュー及び期末決算時には監査報告を受けております。その他必要に応じ、随時意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査につきましては、内部監査室が行っております。監査役は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行っております。また、監査役は、社内各部署及びグループ企業各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、役職員からのヒアリング、書類の閲覧、実施調査等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
堀内雅生	他の会社の出身者								○	
沼田功	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

会社との関係(2) **更新**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
堀内雅生	株式会社USENの顧問であります。当社との間に特筆すべき利害関係はありません。	堀内雅生氏は、財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験、知識に基づく助言・提言を行っており、大株主企業、主要な取引先企業の出身者等には該当せず、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されると判断しております。
沼田功	ファイブアイズ・ネットワークス株式会社及びSBL株式会社の代表取締役であります。また、当社の独立役員であります。当社との間に特筆すべき利害関係はありません。	沼田功氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外監査役であります。業務執行全般の監査機能強化ならびに経営の透明性を確保する観点から、経営の監視を客観的に行い、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、当社独立役員として適任であると考えております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

定期的開催される取締役会及び監査役会へ出席し、監査に関する重要な事項について報告を受け、十分な意見交換を実施しております。2010年度に開催された取締役会15回のうち、堀内監査役は15回、沼田監査役は14回に出席しています。また同年度開催の監査役会14回のうち、堀内監査役は14回、沼田監査役は14回すべてに出席しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めること等を目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの総額は、2010年11月30日現在において、発行残高:15,893、想定振込総額:3,612,214,320円となっております。

(1)発行決議日:2005年3月22日

新株予約権割当の対象者:当社及び当社子会社の取締役及び従業員

新株予約権の目的となる株式の数:8,840株

(2)発行決議日:2006年4月13日

新株予約権割当の対象者:当社及び当社子会社の取締役及び従業員

新株予約権の目的となる株式の数:5,885株

(3)発行決議日:2009年12月18日

新株予約権割当の対象者:当社取締役8名

新株予約権の目的となる株式の数:1,168株

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

2010年9月期における当社取締役に対する報酬は以下のとおりであります。

取締役 支給人員:8名 支給額:333百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、取締役会開催に際し、取締役会事務局が事前に資料を提供し、必要に応じて詳細な説明を行っています。また、社外監査役からの問い合わせに対しては、経営本部が窓口となり、タイムリーかつ適切な情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社グループは監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。取締役会においては、独立性の高い社外監査役2名が参加し、積極的な発言をすることにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。

業務執行事項につきましては、法令・定款及び社内規定の定めにより、取締役会決議事項とされている特に重要性の高い事項等については、取締役8名から構成される取締役会において、社外役員の出席のもと、慎重な意思決定を行っております。取締役会は、月1回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催され、2010年度は合計15回開催されました。

また、取締役会決議事項とされているもの以外の事項等については、常勤の取締役8名と常勤監査役1名から構成される常勤役員会において、活発な意見交換の上で機動的な意思決定を行っております。常勤役員会は、原則として週に1回定例で開催されております。

重要な投資案件につきましては、投資委員会において、事前に十分な審議を行い、その結果を取締役会及び常勤役員会に報告することにより、投資判断の更なる適正化を図っております。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して、取締役の業務執行の適法性を監査するとともに、必要に応じて会社の役職員から報告及び説明を受け、主要な子会社や事業所の調査等を行っております。監査役会は、月1回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催され、2010年度は合計14回開催されました。

なお、当社の内部監査を担当する内部監査室は、監査役と連携して各部門・子会社の監査を実施し、その結果を四半期に一度、取締役会に報告しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の約3週間前の早期発送をしております。2010年の第13回定時株主総会においては、総会前日から20日前である11月26日(金)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第13回定時株主総会開催日は、2010年12月17日(金)でした。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、第10回定時株主総会(2007年12月20日開催)よりPC及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を受け付けております。
その他	ホームページ上に招集通知(英語版含む)を掲載しております。開催場所を駅の近場に設定しアクセスの便を考慮しております。また、映像による事業報告、事業説明会を実施するなど株主総会の活性化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けのセミナーを、年2回以上を目安に説明会を開催し、代表者が業績や経営戦略について説明しています。2010年は、7月と12月に開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期の決算発表日に合わせてアナリスト、機関投資家向けに説明会を実施し、決算の詳細とともに、事業戦略について、代表者自らが説明しています。また、年に4回程度、代表者及び取締役等によるスモールミーティングを開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、定期的に海外投資家との電話会議、TV会議を開催。通期決算発表後には、常務取締役が香港にてIRカンファレンスに参加しております。また、国内機関投資家向けの決算説明会の模様を、同日中に当社ホームページにてビデオ配信、同時に決算資料等も英語に訳したものを海外から閲覧可能な状態にしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR 日本語サイト http://www.cyberagent.co.jp/ir/ 及び英語サイト http://ir.cyberagent.co.jp/ir_e/ 上に、決算情報(事業報告書、有価証券報告書含む)、適時開示資料、決算説明会資料、説明会の動画配信等を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 広報・IR室、担当役員: 代表取締役社長CEO藤田晋、情報取扱責任者: 常務取締役中山豪、事務連絡責任者: 広報・IR室 シニアマネージャー宮川園子	
その他	当社ホームページにて、技術情報、個人投資家向けコンテンツを公開し、定性情報の更なる充実をはかっております。また、注力事業「アマーバビグ」の動画紹介、投資家向けにサービスの体験会などを開催。近年注目されている、ブログ、掲示板、Twitterを活用した双方向の情報発信にも積極的に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社会規範の遵守及び起業倫理の確立と徹底を目的とした「CyberAgent Mission Statement」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	現在は、インターネットという成長産業に軸足を置き、継続的に雇用を生み出すことが社会貢献の1つに繋がると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「ディスクロージャーポリシー」として明文化し、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるように努めています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コーポレートガバナンスにおける中核的な機能として、内部統制システムの充実を目指しており、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、その他会社の業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者が取締役の中から任命され、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により、保存しております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的にと取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用しております。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施しております。また、内部監査室は、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告しております。

5. 株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、担当取締役に対し、数値目標を定め、リスクを管理し法令順守体制を構築する権限と責任を与えており、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理しております。また、関係会社管理規程を設け、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、本社取締役会に対して、事前に報告することを義務づけており、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重するものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役、経営本部及び内部監査室は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出しております。

1) 重要な機関決定事項

2) 経営状況のうち重要な事項

3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項

5) 重大な法令・定款違反

6) その他、重要事項

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、監査法人、法律顧問と意見交換等を実施しております。

<反社会勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況>

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。また、従来より反社会勢力の排除を目的として、警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理、及び社内体制の整備強化を推進しております。

1. 買収防衛に関する事項 更新

当社は、2006年11月17日開催の取締役会の決議及び2006年12月20日開催の株主総会の決議に基づき「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、2008年11月11日開催の取締役会の決議及び2008年12月19日開催の株主総会の決議により、その内容を一部変更の上更新し（以下、更新後のプランを「旧プラン」といいます。）、さらに、2010年11月4日開催の取締役会の決議及び2010年12月17日開催の株主総会の決議により、旧プランに所要の変更を行い、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）更新することを決議いたしました。

本プランでは、当社株式に対する大量買付等（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に関し、事前に買付等に関する情報の提供を求め、当社が買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続き（以下「本手続き」といいます。）を定めています。買付者等が本手続きに従うことなく買付等を行うなど、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

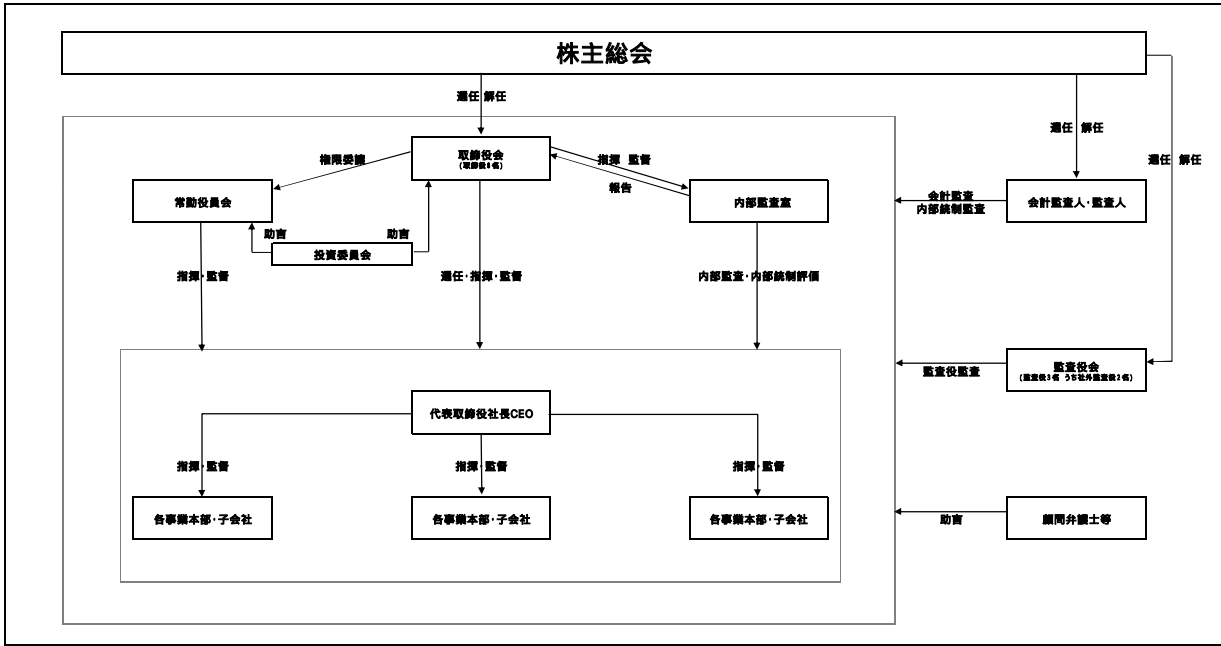
また、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、必要に応じて株主総会を開催し株主の皆様にお諮りした上で決定いたします。

株主の皆様には、適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は、2012年9月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

継続的に社内体制の見直しを行い、コーポレート・ガバナンス体制をより強固なものにすべく必要な制度・規程等を引き続き整備してまいります。



この模式図は、当社のコーポレートガバナンス状況につき、簡素化したイメージとして表記しております。